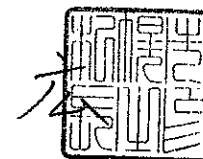


札幌市住民基本台帳条例施行規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和8年3月24日

札幌市長

秋 元 克 本



札幌市規則第16号

札幌市住民基本台帳条例施行規則の一部を改正する規則

札幌市住民基本台帳条例施行規則（平成17年規則第32号）の一部を次のように改正する。

次の表中改正前の欄に掲げる規定の下線を付した部分及び太線で囲んだ部分（第1号及び第2号において「改正部分」という。）並びに改正後の欄に掲げる規定の下線を付した部分及び太線で囲んだ部分（第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正前	改正後
(支援措置申出に係る本人確認) 第3条 条例第15条第3項（同条第5項、第18条第3項及び第	(支援措置申出に係る本人確認) 第3条 条例第15条第3項（同条第5項、第18条第3項及び第

改正前	改正後
<p>19条第3項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の規則で定める書類は、支援措置申出者本人(代理人を含む。以下この条において同じ。)に係る次に掲げるいずれかの書類とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>健康保険被保険者証</u></p> <p>(3) <u>国民健康保険被保険者証</u></p> <p>(4) <u>船員保険被保険者証</u></p> <p>(5) <u>共済組合員証</u></p> <p>(6) <u>後期高齢者医療被保険者証</u></p> <p>(7) <u>介護保険被保険者証</u></p> <p>(8) <u>国民年金手帳</u></p>	<p>19条第3項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の規則で定める書類は、支援措置申出者本人(代理人を含む。以下この条において同じ。)に係る次に掲げるいずれかの書類とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>健康保険、船員保険、国民健康保険、後期高齢者医療保険若しくは介護保険の被保険者、防衛省共済組合、国家公務員共済組合若しくは地方公務員共済組合の組合員又は私立学校教職員共済制度の加入者の資格を有することを証する書類</u></p> <p>(3) <u>健康保険日雇特例被保険者手帳</u></p> <p>(4) <u>児童扶養手当証書</u></p> <p>(5) <u>国民年金、厚生年金又は船員保険年金に係る年金手帳</u></p>

改正前	改正後
<p><u>(9) 厚生年金手帳</u></p> <p><u>(10) 船員保険年金手帳</u></p> <p><u>(11) (略)</u></p> <p><u>(12) (略)</u></p> <p><u>(13) 共済組合年金証書</u></p> <p><u>(14) (略)</u></p> <p><u>(15) 国民年金、厚生年金又は船員保険年金に係る年金証書</u></p> <p><u>(16) (略)</u></p> <p><u>(17) (略)</u></p> <p><u>(18) (略)</u></p> <p><u>(19) (略)</u></p> <p><u>(20) (略)</u></p> <p><u>(21) (略)</u></p> <p>2 (略)</p>	<p><u>(6) (略)</u></p> <p><u>(7) (略)</u></p> <p><u>(8) (略)</u></p> <p><u>(9) 国民年金、厚生年金、船員保険年金又は共済組合年金に係る年金証書</u></p> <p><u>(10) (略)</u></p> <p><u>(11) (略)</u></p> <p><u>(12) (略)</u></p> <p><u>(13) (略)</u></p> <p><u>(14) (略)</u></p> <p><u>(15) (略)</u></p> <p>2 (略)</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。